

# 薩摩川内市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

令和8年度版

がけ地の崩壊などにより、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地建っている危険住宅から、安全な場所に移転するための支援を行うもので、国、県および市が、危険住宅の除却等に要する費用と新たに安全な住宅の建設または購入に要する経費の一部に対して補助金を交付する事業です。

予算の調整が必要となりますので、移転を実施する前の年度の9月末日までに、ご相談ください。

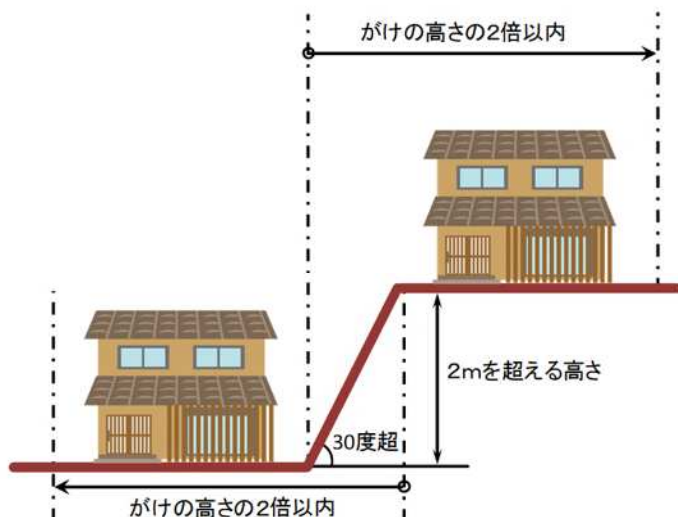
## 対象住宅

- 1 昭和46年8月31日以前に建築されたもので、がけの下端（上端）から住宅までの水平距離が、がけの高さの2倍以内であること。
  - 2 昭和46年9月1日以降に建築されたもので、特定行政庁からは是正勧告を受けたもの。
  - 3 県または市が指定した災害危険区域内に建っている危険住宅
  - 4 県が指定した土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある危険住宅
- ※ 1から4のいずれかに該当し、**継続して本人もしくは親族が居住**していること。  
(空き家は対象になりません。)

## 補助金の内容および限度額

- 1 危険住宅の除却に要する経費  
木造 33,000円/㎡  
非木造 47,000円/㎡ (実費補助)
  - 2 危険住宅からの動産移転費等  
975,000円 (実費補助)
  - 3 危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修に要する経費
    - (1) 建設・購入・改修に係る借入金利子  
4,650,000円 (年利率8.5%が上限)
    - (2) 土地取得に係る借入金の利子  
2,060,000円 (年利率8.5%が上限)
    - (3) 敷地造成に係る借入金の利子  
608,000円 (年利率8.5%が上限)
- ※ **借入金の繰り上げ償還はできません**

【「がけ」の区域にある住宅のイメージ図】



移転

【移転先の事例】



○新築又は購入  
(除却+動産移転費  
+建設助成)



○増築し親族と同居  
(除却+動産移転費  
+建設助成)  
※建物助成は増築  
部分のみ



○借家・公営住宅  
(除却+動産移転費)



○親族と同居  
(除却+動産移転費)

薩摩川内市 建設部 建築住宅課 建築指導グループ

TEL:0996-22-8115内線3642・3643

FAX:0996-23-8389

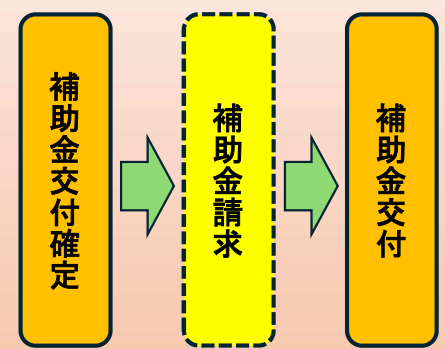
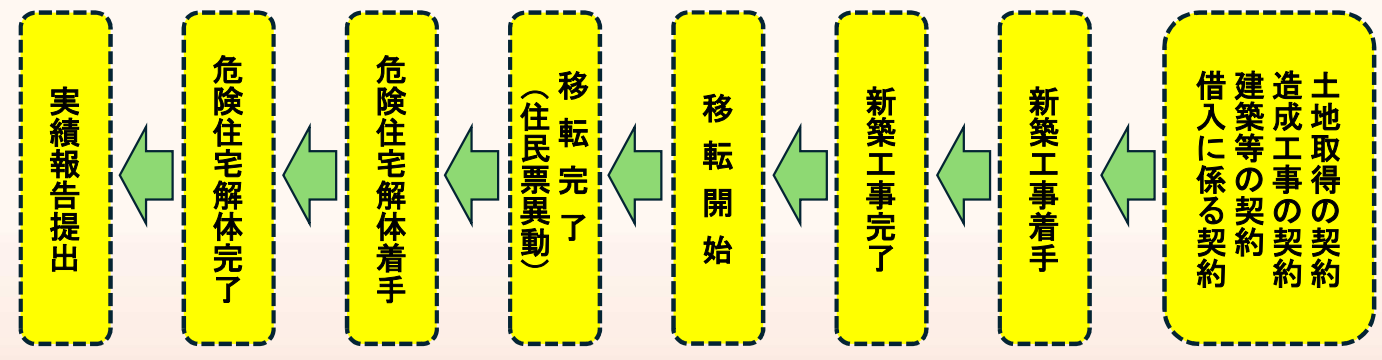
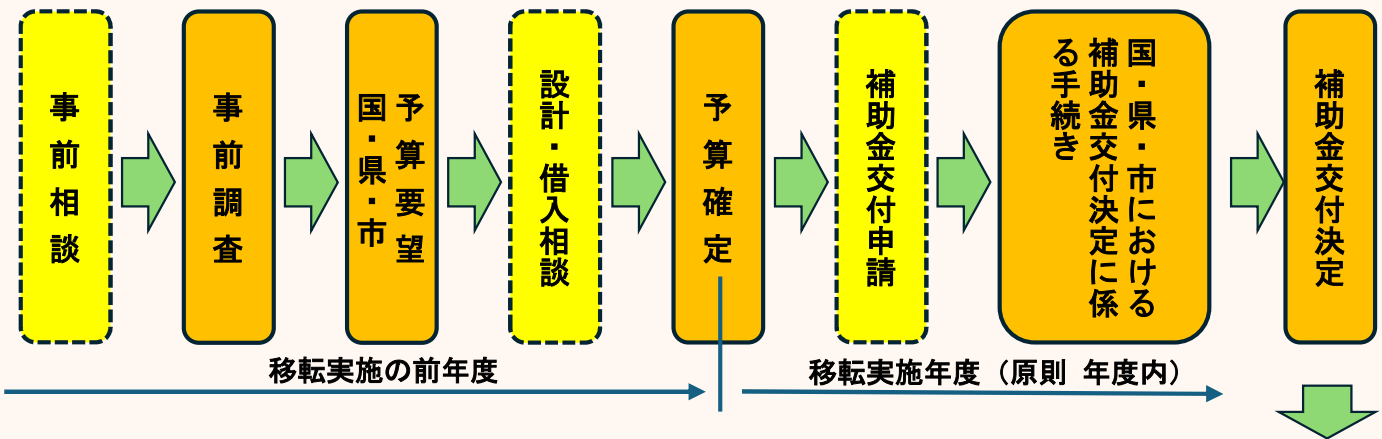
E-mail: ken-sidou@city.satsumasendai.lg.jp



ホームページ

# 補助事業の諸事項

## ※ 補助事業の主な流れ



- ※ 新築を自己資金で行う場合や借家等に移転する場合は、危険住宅の除却費および動産移転費のみの補助金となります。
- ※ 危険住宅の解体は必須となります。
- ※ 新築等に係る金融機関からの借り入れは親族の方でも可能です。この場合、借入者の同居要件はありません。
- ※ 新築資金や中古住宅の購入資金等に対する利子を補給する事業であるため、繰り上げ償還はできません。
- ※ 国、県及び市の予算確保の必要がありますので、移転を実施する**前年度の9月末日までに必ず事前相談**を行ってください。

